

諮問(情)第29号
第30号
第31号

答 申

第1 審査会の結論

特定の共同住宅9棟(以下、順に「本件共同住宅A」,「本件共同住宅B」,「本件共同住宅C」,「本件共同住宅D」,「本件共同住宅E」,「本件共同住宅F」,「本件共同住宅G」,「本件共同住宅H」及び「本件共同住宅I」という。)に係る別表1の公文書公開請求(以下「本件請求」という。)に対して、別表2のとおり特定した文書(以下「本件対象公文書」という。)について、その一部又は全部を非公開とした決定(以下「原決定」という。)は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、平成18年12月1日、同月4日、同月5日、同月25日及び平成19年3月5日に行った本件請求に対して、札幌市長(以下「諮問庁」という。)が行った原決定の取り消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

(1) 総論

条例の趣旨は、その第1条の規定より、情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより、適正な権力の執行を確保することであると考えられる。

日本ERI株式会社(以下「ERI」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。)に基づく指定確認検査機関であり、特定行政庁の確認検査業務を代行している。指定確認検査機関による確認に関する事務も、特定行政庁の建築主事による確認事務の場合と同様に、地方公共団体の事務とされている(平成17年6月24日最高裁判所第二小法廷 平成16年(行フ)第7号)。

つまり、本件建築計画の確認検査事務は札幌市の事務であり、札幌市は、ERIによる確認検査が適正かつ公正に実施されているか調査して、市民に対して十分説明する義務がある。また、指定確認検査機関による確認検査の情報を特定行政庁が積極的に公開することは、確認検査の業務が適正かつ公正に実施されることに大いに役立つ。

また、指定確認検査機関から特定行政庁に報告される確認検査に関する情報は、条例第7条第1号ただし書イ及び同条第2号本文ただし書に該当する。

東京都情報公開審査会は、平成18年7月25日付答申第344号において「建築確認がどの確認検査員によって行われたかを公にすることは、人の生命、健康、生活又は財産上の利益を保護するため、公益上必要であると認められる」との判断を示している。社会資本整備審議会建築分科会の中間報告(平成18年2月24日)においても、建築士及び建築士事務所等に関する情報開示制度の充実、強化が提言されている。

(2) 非公開情報該当性

ア 文書 及び

彦根市情報公開審査会は平成19年1月30日付答申第1号において「マンションの欠陥は、生命身体に重大な影響を及ぼすばかりか、契約者においては、財産の喪失にもつながりかねない極めて重大な問題である。このことから考えても、社会通念上、責任の所在を明確にしておくことは当然のことであり、まずは確認検査員の氏名を秘匿する利益・必要性はないという前提に立つべきである。」との判断を示している。諮問庁は、文書 及び において、公文書を発信した者の氏名を非公開としているが、当該情報についても、責任の所在を明確にしておくことは当然のことであり、ERI札幌支店の幹部職員で特定行政庁に対して報告する権限を持つ者の氏名を秘匿する利益・必要性はないと考えられる。

イ 文書

基準法、建築士法(昭和25年法律第202号。)等の規定により、建築主、設計者、工事施工者、構造設計事務所名などの情報について、その公益性の高さから、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであっても公にする制度が実施されている。

諮問庁は、文書 に記載された個人の情報を条例第7条第1号に該当するとして非公開としている。しかし、当該文書に記載されている本件建築計画の建築主、設計者、工事施工者、構造設計事務所名などが個人に関する情報であっても、公益性の高さから公にされるべきである。そもそもこれらの情報は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当し、条例第7条第1号には該当しない。

また、文書 に記載された法人等の情報は、これを公にすることが必ずしもその事業活動を害するとは限らない。(1)で述べたとおり、当該情報は、条例第7条第2号本文ただし書に該当するとして、公にされることが公益上必要である。

ウ 文書

諮問庁は、文書 に記載された構造設計者の情報を非公開としているが、当該文書に記載された情報は、技術上のノウハウに該当する部分を除きすべて公開されるべきである。

特に構造設計者の情報は、責任の所在を明確にしておくという意味でも公開されるべきものである。異議申立人が横浜市に対して同様の公開請求をしたところ、構造に関する数値等を除いた部分は公開され、構造設計者の情報も公開されていた。また、建築士法の規定により、一級建築士事務所は都道府県知事に登録する必要があるが、異議申立人が埼玉県知事に対して特定の一級建築士事務所の登録申請書を公開請求したところ、当該設計事務所が元請設計会社から注文を受けて本件共同住宅Fの構造設計の業務を行なったことが公開されている。

エ 文書

実施機関は、文書 の全部を非公開としたが、条例第8条の規定を適用して、一部を公開すべきである。どの指定確認検査機関に対して報告を求めたのか、どの職員の責任で決裁をしたのかは、責任の所在を明確にするため公開されるべきであり、

条例第7条第1号ただし書イ及び同条第2号本文ただし書にも該当する。

(3) その他

本件対象公文書は、埼玉県や千葉県が公開した報告書の事例のほか、川崎市や小樽市においても確認検査に疑義がある建築計画が公表されていることと比較して、余りにも黒塗り部分が多く、諮問庁は説明責任を果たしていない。また、原決定で「公開しない部分」として示された以外の情報が黒塗りされているおそれもある。

さらに、社会的に大きな影響を与える事件については、早めに事態を公表し、問題がある場合には徹底調査をし、問題がなくなった段階で安全宣言をすればよい。

第3 諮問庁の説明要旨

1 本件対象文書

本件請求は、内容から請求1から3まで、請求4及び請求5の3つに大別することができる。

請求1から3までは、本件共同住宅AからEまでについて本市が指定確認検査機関から提出を受けた文書の公開を求めるものであり、これらについて別表2のとおり特定した対象文書(以下「本件対象文書1」という。)は、文書 から までである。このうち文書 は、本件共同住宅AからEまでについて基準法12条の規定に基づきERIから報告を受けた文書である。

次に、請求4は、本件共同住宅F及びGに係る構造設計概要書、建築計画概要書及び処分の概要書の公開を求めるものであり、これについて別表2のとおり特定した対象公文書(以下「本件対象文書2」という。)は、文書 から までである。なお、本件共同住宅Gに係る構造設計概要書は、文書の保存年限を経過しているため廃棄しており、存在しない。

また、請求5は、本件共同住宅A、H及びIに関して、基準法第12条の規定により諮問庁が指定確認検査機関に報告を求めた文書及び諮問庁が平成18年12月以降に指定確認検査機関から提出を受けた文書の公開を求めるものであり、これについて別表2のとおり特定した対象文書(以下「本件対象文書3」という。)は文書 である。なお、請求5のうち、諮問庁が18年12月以降に指定確認検査機関から提出を受けた文書の部分については、平成18年12月以降、指定確認検査機関から文書の提出を受けた事実がないため、これに係る対象文書は存在しない。

2 非公開情報該当性

(1) 本件対象文書1について

ア 文書 から までのうち、連絡先の個人及び報告者の氏名

当該情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであると認められるため、条例第7条第1号本文に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウのいずれにも該当しない。

なお、異議申立人は、報告者氏名を公開すべき理由として彦根市情報公開審査会の答申を採用しているが、この答申は、確認検査員の氏名については、建築主事との同質性を理由に、また、建築主及び工事監理者の氏名については、請求者への閲覧が法令により義務付けられている「建築計画概要書」の記載事項であること等との整合性を理由に、それぞれ公開相当と判断したに過ぎず、指定確認検査機関から

行政への報告文書に表記された文書発信責任者の氏名の公開一般について判断したのではない。

イ 文書 の報告名及び報告内容

当該文書の報告名及び報告内容が、個人に関する情報及び法人等に関する情報であるため、以下の理由により非公開とした。

(ア) 個人に関する情報

当該情報は、特定の個人を識別することができるものであると認められるため、条例第7条第1号本文に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウのいずれにも該当しない。

(イ) 法人等に関する情報

当該情報は、当該法人等が事業活動を行ううえでの内部管理に属する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の事業活動を害すると認められることから、条例第7条第2号アに該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号本文ただし書には該当しない。

(ウ) 補 足

本来であれば、文書 が何についての報告書であることを示し、そのうえで非公開とする理由を明らかにすべきところであるが、当該文書の場合は、何についての報告書であることを明らかにするだけで、条例第7条第1号及び同条第2号に該当する情報を公開することとなるため、報告名も非公開とした。

(2) 本件対象文書2について

ア 文書 中の建築物の概要等の事項

(ア) 個人に関する情報

文書 には、本件共同住宅Fの性能、水準が記載されており、当該共同住宅の区分所有者の資産に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報と認められることから条例第7条第1号本文に該当し、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウのいずれにも該当しない。

(イ) 法人に関する情報

文書 は、構造設計の方針、計算仮定条件の設定などの事項及び構造計算の入力条件や出力結果の概要など、構造計算の全体像を示したものであり、設計者が建築主の要求する性能を実現するために、意匠性、経済性、安全性、耐久性などさまざまな要素を考慮し、技術的ノウハウを駆使して作成したものである。したがって、当該情報が公開された場合、設計者の技術的ノウハウが他の事業者等に知られることとなり、当該設計者の事業活動が損なわれ、競争上の地位を害すると認められることから、条例第7条第2号アに該当する。

イ 文書 中の構造設計者の氏名

当該情報は、実際には建築基準法で建築計画概要書などに記載が定められている設計者ではなく、設計を補助した担当者の氏名であり、特定の個人を識別することができる情報と認められることから、条例第7条第1号本文に該当し、かつ、例外

的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウのいずれにも該当しない。

(3) 本件対象文書3について

本件共同住宅H及びIの報告書に係る報告内容等は、当該共同住宅を所有する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報と認められるため、条例第7条第1号に該当する。また、当該文書全体が調査目的を示すものであり、その一部でも公開すると調査内容が明らかになるので、全部を非公開とする。

3 結論

以上のとおり、原決定を維持することが妥当であると考える。

第4 審査会の判断

1 本件請求

本件請求は、平成18年12月1日、同月4日、同月5日、同月25日及び平成19年3月5日にそれぞれなされたものであるが、内容等を大別すると請求1から3まで、請求4及び請求5の3つの類型に分類することができる。以下これに沿って検討を行なうこととする。

2 請求1から3までについて

(1) 本件対象文書1

本件対象文書1は、本件共同住宅AからEまでについて、基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関が、基準法第2条第32号に規定する特定行政庁である諮問庁等に報告した文書のうち現存するものであり、諮問庁は別表2のとおり文書 から までを特定した。このうち、文書 及び文書 は本件共同住宅AからEまでのすべてに共通し、文書 は、本件共同住宅B及びCのみに共通する。また、文書 から まではそれぞれ本件共同住宅C、D及びEについてのみ存在する文書である。本件対象文書1の概要は、それぞれ以下のとおりである。

ア 文書

当該文書は、基準法第6条の2第3項の規定により、本件建築計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、指定確認検査機関が、本件建築計画の建築主に対して確認済証を交付した旨を諮問庁あてに報告した文書である。

原決定においては、連絡先である指定確認検査機関の担当者氏名が非公開とされている。

イ 文書

当該文書は、本件共同住宅B及びCの建築主からERIに提出があった工事監理者届について、ERIが諮問庁の担当部長あてに報告した文書である。

原決定においては、連絡先であるERIの担当者の職名及び氏名(以下「担当者名等」という。)が非公開とされた。

ウ 文書

当該文書は、本件共同住宅Cの建築主からERIに提出があった代理者・設計者の変更届について、その旨をERIから諮問庁の担当部長あてに報告した文書であ

る。

原決定においては、連絡先であるE R Iの担当者名等が非公開とされた。

エ 文書

当該文書は、本件共同住宅Dの建築主からE R Iに提出があった工事施工者届について、E R Iが諮問庁の担当部長あてに報告した文書である。

原決定においては、報告者であるE R Iの担当者の職名及び氏名(以下「報告者名等」)並びに連絡先であるE R Iの担当者名等が非公開とされた。

オ 文書

当該文書は、本件共同住宅Eの建築主からE R Iに提出があった建築主等の変更届について、その旨をE R Iから諮問庁の担当部長あてに報告した文書である。

原決定においては、報告者名等及び連絡先であるE R Iの担当者名等が非公開とされた。

カ 文書

当該文書は、諮問庁が、基準法第12条の規定に基づき、本件共同住宅AからEまでの確認検査等を行なった指定確認検査機関であるE R Iに対し、当該共同住宅に係る特定の事項について報告を求め、そのことについてE R Iから提出された報告文書である。

原決定において公開された部分は、報告年月日、当該文書の提出先である諮問庁の名前、提出者であるE R Iの名称、件名のうち数字と本件共同住宅AからEまでの名称及び物件概要の一部であり、その他の記述(以下「文書 非公開部分」という。)はすべて非公開とされており、この結果、文書 の報告内容は明らかにされていない。

(2) 非公開情報妥当性

ア 文書 から までの報告者名等及び担当者名等

文書 から までの報告者名等及び担当者名等は、特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第1号本文に該当するものである。また、当該情報は、法人役員等の場合と異なり、法令若しくは他の条例の規定により又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書アには該当しない。また、当該情報が同号ただし書イ又はウに該当しないことは明らかである。

したがって、担当者名等を条例第7条第1号に該当するとして非公開としたことは、妥当である。

イ 文書 非公開部分

諮問庁は、当該情報が、個人に関する情報及び法人等に関する情報である旨主張しているが、本件共同住宅AからEまでの建築主等に関して、当該情報の条例第7条第2号該当性を検討することとする。

(ア) 条例第7条第2号該当性

この点について、諮問庁は、当該情報は本件共同住宅AからEまでの建築主等

の内部管理情報であり、公開することにより建築主等の事業活動を害すると主張している。

当審査会において文書 につき見分を行なったところ、文書 非公開部分はいずれも、本件共同住宅AからEまでに関して、諮問庁がいかなる事項に係る報告を求めたのかが明らかとなる情報であると認められた。また、文書 から までが通常の建築確認検査において一般的に発生し得る報告文書であるのに対し、文書 は、ある特別な状況下において求められたものであるということが認められた。そのことから、本件共同住宅AからEまでに係る特定の事項について諮問庁が調査を行ったという情報が明らかになることで、今後、建築主等が共同住宅の販売等を行なう場合において、競争上の地位その他の正当な利益を害されることになることと認められる。

したがって、文書 非公開部分は、条例第7条第2号アに該当する。

(イ) 条例第7条第2号本文ただし書該当性

異議申立人は、建築計画に係る情報は、その公益性の高さから公にされるべき旨を主張しているが、文書 非公開部分が条例第7条第2号本文ただし書に規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要な情報であるとまでは認められない。

(ウ) 結 論

以上のことから、文書 非公開部分は、条例第7条第2号アに該当するため、これを非公開としたことは妥当である。

なお、当該部分が条例第7条第2号に該当すると判断される以上、改めて条例第7条第1号該当性を検討するまでもない。

3 請求4について

(1) 本件対象文書2

本件対象文書2は、本件共同住宅F及びGの建築主が当該共同住宅の建築確認申請のために基準法第6条第1項に基づき本市の建築主事に対して提出した文書等であり、諮問庁は別表2のとおり文書 から までを特定した。

このうち、文書 については、原決定において、建築物の概要、設計方式と使用材料、荷重・外力、準備計算、応力解析、基礎・地盤及びその他の構造計算にかかわる事項(以下「構造計算部分」という。)並びに構造設計者氏名が非公開とされた。なお、文書 及び には、非公開部分が含まれていない。

(2) 非公開情報該当性

ア 構造計算部分

(ア) 条例第7条第1号本文該当性

文書 は、建築確認申請の際に提出することとされている構造計算書の一部として諮問庁に提出されたもので、構造計算の概要等が記載された文書である。

構造計算は、建築物が基準法その他関係規定に適合し、地震等の振動や衝撃に対して安全であるかについて構造力学に基づく計算によって検証、確認したものであることから、本件構造計算に係る事項は、当該共同住宅の地震その他の外力

に対する構造上の性能を示す情報であると認められる。

ところで、文書における当該共同住宅は、本件請求の時点ですでに建築主により相当数の個人に対し販売・分譲されていることから、当該建築物の構造計算に係る情報は、その区分所有者たる個人の財産に関する情報であると解される。そして、個々の区分所有者の氏名、住所等は、何人も不動産登記法(平成16年法律第123号)第119条第1項の規定により登記事項証明書の交付を受けること等により、知ることができる。

したがって、構造計算部分は、条例第7条第1号本文に規定する「個人に関する情報・・・で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの・・・)」に該当する。

(イ) 条例第7条第1号ただし書該当性

次に条例第7条第1号ただし書について検討する。

建築物の建築計画に係る概要は、基準法第93条の2の規定により建築計画概要書で一般に閲覧をすることが可能である。しかしながら、構造計算部分の情報は当該建築計画概要書に記載されておらず、その他構造計算部分を一般の閲覧に供することを定めた法令等の規定はなく、当該情報を公にする慣行が存在することも認められないことから、条例第7条第1号ただし書アには該当しない。

また、当該情報は人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要な情報であるとまでは認められないことから条例第7条第1号ただし書イには該当しないほか、同号ただし書ウに該当しないことは明らかである。

(ウ) 結論

以上のことから、構造計算部分は、条例第7条第1号本文に該当し、かつ同号ただし書アからウに該当しないため、これを非公開としたことは妥当である。

なお、当該部分が条例第7条第1号に該当すると判断される以上、改めて条例第7条第2号該当性を検討するまでもない。

イ 構造設計者氏名

文書に記載された当該構造設計者は、特定の設計事務所に所属する者であることから事業を営む個人には該当せず、その氏名は特定の個人を識別することのできる情報であると認められることから、条例第7条第1号本文に該当する。

そして、上記ア(イ)のとおり、建築物の建築計画に係る概要は、建築計画概要書で一般に閲覧をすることが可能だが、当該建築計画概要書の設計者の欄に当該構造設計者の氏名は記載されておらず、その他に構造設計者の氏名について一般の閲覧に供することを定めた法令等の規定や、当該情報を公にする慣行が存在することも認められないことから、条例第7条第1号ただし書アには該当しない。

また、当該情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要な情報であるとまでは認められないほか、同号ただし書ウにも該当しないことから、構造設計者氏名を非公開としたことは妥当である。

なお、当該部分が条例第7条第1号に該当すると判断される以上、改めて条例第7条第2号該当性を検討するまでもない。

4 請求5について

(1) 本件対象文書3

本件対象文書3は、本件共同住宅A、H及びIについて、諮問庁が指定確認検査機関に基準法第12条の規定に基づき報告を求めた文書であり、諮問庁は別表2のとおり文書を特定した。原決定においては、すべての部分が非公開とされており、文書により諮問庁が求めた報告の内容は明らかにされていない。

(2) 非公開情報該当性

諮問庁は、文書全体が調査目的を示しており、その一部でも公開すると調査内容が明らかとなる旨主張している。

この点に関し、当審査会において文書の検証を行なったところ、当該文書には、記載内容の性質等から分類して、指定確認検査機関に求めた報告の内容がわかる部分（以下「報告内容部分」という。）及びそれ以外の情報（以下「その他の部分」という。）の二つの情報が記載されていることが確認された。以下、それぞれの情報について検討を行なうこととする。

ア 報告内容部分

(ア) 条例第7条第1号本文該当性

諮問庁の説明によると文書は、E R Iに対して文書の提出を求める際に作成された文書であり、報告内容部分をさらに区別すると、報告を求めることについての決裁済起案文書の前議部分及びE R Iに送付される文書の案の部分からなっている。文書が文書の特定の事項に係る報告をE R Iに求めるものであることから、本件報告内容は、文書非公開部分と同様、これを公開した場合、諮問庁が本件共同住宅A、H及びIに関して、いかなる事項の調査を行なったのかが明らかとなる情報であると認められる。

ところで、本件共同住宅H及びIは、本件請求の時点で既に建築主により相当数の個人に対して販売・分譲されていることから、当該共同住宅について行なわれた調査の内容は、その区分所有者たる個人に関する情報である。

そして、上記3(2)アで述べたとおり、個々の区分所有者の氏名、住所等は、何人も不動産登記法第119条第1項の規定により登記事項証明書の交付を受けることにより知ることができる。

したがって、文書非公開部分は、条例第7条第1号本文に該当する。

(イ) 条例第7条第1号ただし書該当性

異議申立人は、文書に係る情報は、その公益性の高さから公にされるべき旨を主張しているが、文書が条例第7条第1号ただし書イに規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要な情報であるとまでは認められない。

また、報告内容部分は、法令等若しくは他の条例の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、かかる情報を慣行として公にしている事実もないことから、条例第7条第1号ただし書アにも該当しないほか、同号ただし書ウに該当しないことは明らかである。

イ その他の部分

その他の部分をさらに区別すると、諮問庁がE R Iに求めた報告の対象となる共同住宅を一覧にした部分と、報告を求めるための決裁済起案文書における決裁区分、件名、起案・決裁年月日、起案者職・氏名並びに決裁関与職員の職名及び決裁印からなる部分の二つからなっている。

これらの部分を公にすると、諮問庁がこれらの複数の共同住宅に関し、一斉に報告を求めた際の対象共同住宅の内訳と、報告を求めるための起案文書の体裁・内容が明らかになるため、特定の共同住宅の建築確認に関心を持つ者であれば、既に公になっている情報や他の公開請求により知り、又は知りうる情報と照合することにより、これらの部分から、本件共同住宅H及びIを含む一覧に記載された共同住宅に関し、どのような背景、目的で調査を行ったかを推測できる可能性が高いと認められる。

したがって、これらの部分も、報告内容部分同様、本件共同住宅H及びIの区分所有者である個人に関する情報であり、条例第7条第1号本文に該当する。また、当該情報が同号ただし書に該当しないことは、上記ア(イ)のとおりである。

ウ 結 論

以上のことから、文書 は、条例第7条第1号本文に該当し、かつ同号ただし書アからウに該当しないため、これを非公開としたことは妥当である。

なお、当該文書は、報告内容部分、その他の部分のいずれを公開しても条例第7条第1号に該当する非公開情報を公開することとなると認められることから、条例第8条第2項の適用の余地はない。

5 異議申立人のその他の主張

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

6 結 論

以上より、第1のとおり結論する。

第5 審査経過

下表のとおり。

年 月 日	審 査 経 過
平成19年7月27日	諮問書並びに諮問庁の一部公開理由説明書及び非公開理由説明書を受理
平成19年8月6日	異議申立人に諮問庁の一部公開理由説明書及び非公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成20年1月31日 (第48回審査会)	事案の概要説明
平成20年2月6日 (第49回審査会)	諮問庁からの事情聴取
平成20年2月18日 (第50回審査会)	審 議
平成20年3月11日 (第51回審査会)	審 議
平成20年3月18日 (第52回審査会)	審 議
平成20年4月7日	答 申